

都市計画税の用途について

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。

主な用途としては、街路整備事業、公園整備事業、下水道整備事業、土地区画整理事業などがあり、以下の都市計画事業に要する経費に使わせていただきます。

なお、各都市計画事業への充当方法は、一般財源総額に対する各事業の一般財源の割合により按分して算出しています。

【歳入】都市計画税 11億1,896万円

【歳出】都市計画事業費 16億933万9千円

(単位 千円)

都市計画事業	令和6年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	市債	その他		都市計画税 充当額
街路整備	81,889	0	65,200	0	16,689	14,345
公園整備	318,725	0	89,200	19,608	209,917	180,440
下水道整備	424,135	0	0	2,742	421,393	362,219
土地区画整理	446,635	112,872	14,400	3,559	315,804	271,458
地方債償還	337,955	0	0	0	337,955	290,498
その他	0	0	0	0	0	0
合計	1,609,339	112,872	168,800	25,909	1,301,758	1,118,960

森林環境譲与税の用途について

森林環境譲与税とは、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とするため、令和元年度に新設されたものです。

令和6年度は基金への積立を継続します。

【歳入】森林環境譲与税 1,453万6千円

【歳出】森林環境整備基金積立金 1,459万9千円